資料１

仕 様 書（案）

１ 委託件名

福岡市若者総合相談センター広報業務委託

２ 事業目的・趣旨

福岡市（以下「市」という。）では、ひきこもりや非行など困難な状況にある若者（市内在住の概ね 15 歳～39 歳）や家族を支援するために福岡市若者総合相談センター（以下「センター」という。）を開設し、リーフレットやカードを学校や民間団体、行政機関等へ配布しているほか、センター周知動画（アニメーション動画）を制作し、広報を行っている。

本事業はセンターの認知拡大のため、センター周知動画などを活用し、主に 15 歳から 20 代前半の若年層をターゲットとし、SNSやインターネット等を使用した、より効果的な広報を目的として実施するもの。

３ 履行期間

契約締結日から令和８年３月31日（月）まで

４ 委託業務

（1） センター周知のための効果的な広報の実施

概ね 15 歳から 20 代前半の若年層に対してセンターを周知するために、市が提供する広報動画（アニメーション動画、15 秒）などを活用し、効果的な広報を実施すること。

なお、広報の時期については、市と協議の上決定することとする。

また、実施状況についてとりまとめた報告書を提出すること。

●本提案競技において、提案を求める内容は次のとおりとする。

・センターの役割を踏まえた効果的な広報手法（SNS等を活用した広報等）について、広告を掲出する媒体や掲出時期・期間（掲出期間における掲出時間帯を含む）等を具体的に提案すること。

また、広告掲出のために定めたターゲット層や広告媒体の選定理由、広告掲出によって得られる効果について説明すること。

・広報手法については、視聴人数を確保するための手法は必須として提案すること。

・センター周知動画の活用以外で、センター周知のために効果的な広報を実施する場合は追加で提案すること。（メインターゲット以外への広報、バナー広告の実施など）

●市が提供する広報動画

・アニメーション動画 15 秒

・画面比率 16:9 フルハイビジョン（1,920×1,080PX）

・形式：MP4または WMV

・広報動画の URL について

https://youtu.be/KRZKjaAp3sM

※その他、市が管理する一部 SNS への動画掲載可能

5 納品物

(1) 広報計画書

(2) 最終報告書（広告媒体や掲出回数などが分かる一覧表を添付すること）

6 留意事項

(1) 契約後、発注者と打ち合わせをすること。

(2) 発注者と随時打合せをしながら、企画意図を十分に考慮し、業務を実施すること。

(3) 広告等にあたっては、関係法令、条例等を遵守すること。

(4) 委託内容等については、提案競技時点におけるものであり、契約締結の際、受注者と協議のうえ変更を加えることがある。

(5) 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、発注者と協議し、指示を受けること。

(6) 2の事業目的・趣旨をしっかりと理解し、対象者にセンターが認知されるような広報を実施すること。

(7) 業務の再委託に際しては発注者と協議を行うこと。

(8) 個人情報及び情報資産の取扱いについては、別紙「個人情報・情報資産取扱特記事項」を遵守すること。